

# 新型コロナウイルス感染症に係る支援のご案内(子育て世帯向け)

<令和2年6月15日現在>

国・県・町・各関係機関で行われている新型コロナ感染症にかかる支援策について、子育て世帯にかかわる支援策をまとめました。詳細については、各問合せ先となりますが、どこに相談していいかわからない時は、子ども家庭課・町の児童福祉施設の職員へお声掛けください。

## <子育て・家庭に関する相談先>

相談先	概要	問い合わせ先
児童家庭相談員 (子ども家庭課内)	「児童家庭相談員」が、悩みを抱えた子育て世帯の児童・家庭の相談を行います。お気軽にご相談ください。	毎週：月、火、木曜日 (祝・休日をのぞく) 時間：9:00~16:00 TEL:0224-55-2115
柴田町子育て支援センター (船迫子どもセンター内)	親子が安心して遊べる場所です。専門のスタッフが育児について相談にのったり、遊びの提供もしています。電話相談も行っておりますので、お気軽にご相談ください。	毎週：月曜日から金曜日 (祝・休日をのぞく) 時間：9:00~12:00 13:00~16:00 TEL:0224-55-5541

## <生活支援に関する貸付>

制度名等	概要	問い合わせ先
緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方 〈主に休業された方〉)	収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯へ特例の貸付を実施します。	柴田町社会福祉協議会 TEL:0224-58-1771 (要予約)
総合支援資金 (生活の立て直しが必要な方 〈主に失業された方等〉)	収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯へ特例の貸付を実施します。	柴田町社会福祉協議会 TEL:0224-58-1771 (要予約)
母子父子寡婦福祉資金 貸付金	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、無利子又は低金利で資金の貸付を実施します。	仙南保健福祉事務所 TEL:0224-53-3132

## <給付金等>

制度名等	概要	問い合わせ先
特別定額給付金	家計への支援を行うため、1人あたり10万円を給付します。令和2年8月20日(木)まで	柴田町役場総務課 TEL:0224-55-2111
子育て世帯への臨時特別給付金	子育て世帯の生活を支援するため、児童手当受給者に、児童1人につき1万円を支給します。	柴田町役場子ども家庭課 TEL:0224-55-2115
柴田町ひとり親家庭・妊婦等への生活支援臨時給付金	ひとり親家庭等の生活を支援するため、町独自の臨時給付金を給付します。 対象者：児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者(令和2年4月30日時点で柴田町に住居登録があり、令和2年5月分の手当が支給される方)、令和2年4月28日時点で柴田町に住居登録があり、母子健康手帳を交付されている妊婦 給付額：1世帯あたり3万円	柴田町役場 子ども家庭課 TEL:0224-55-2115  (妊婦の場合) 柴田町役場健康推進課 TEL:0224-55-2160
住居確保給付金(家賃)	収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方に対して一定期間、家賃相当額を支給します。 ※随時受付	宮城県 南部自立相談支援センター TEL:0224-51-8401 (要予約)
小学校休業等対応支援金	令和2年2月27日から6月30日の間において小学校や保育所等が臨時休校等となり、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金を支給します。	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金 コールセンター TEL:0120-60-3999

## <学費に関する支援>

制度名等	概要	問い合わせ先
柴田町児童生徒就学援助制度	経済的な理由により公立の小・中学校へ子どもを通わせることが困難な保護者に対し、学用品費や給食費等の一部を助成しています。コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変した世帯についても対象となる場合がありますのでご相談ください。※随時受付	柴田町教育委員会 教育総務課 TEL:0224-55-2134
高等学校等育英奨学資金（随時受付分）	保護者が宮城県内に住所を有し、高等学校等に在学中の生徒で、家計の急変による経済的理由で修学に困難がある方に修学に要する費用の一部の貸付を実施します。※随時（令和2年1月末まで）	在学中の高等学校等
①「学びの継続」のための学生支援緊急給付金 ②給付奨学金（家計急変）	①家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した国内の大学等に通う学生等に対して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を支給します。 ②家計の急変により就学が困難となっている大学等に通う学生等や保護者に対し、給付の奨学金及び授業料等の減免を行います。	在学中の大学等

## <保険料・税・各種公共料金の減免・猶予等>

制度名等	問い合わせ先
国民年金保険料	大河原年金事務所 TEL:0224-51-3111 ねんきん加入者ダイヤル TEL:0570-003-004
町税	柴田町役場税務課 TEL:0224-55-2116
国税・県税	国税…仙台国税局 TEL:0120-945-430 県税…大河原県税事務所 TEL:0224-53-3114
各種公共料金（電気・ガス・電話料金・NHK受信料等）	各契約の事業者

### ※ひとり親世帯臨時特別給付金（令和2年5月27日閣議決定）

ひとり親世帯に対して新たな給付金が、令和2年5月27日閣議決定されました。

詳細については決まりしだいホームページ等でお知らせいたします。

#### ○給付対象者／①児童扶養手当受給世帯などへの給付

(ア) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人

(イ) 年金給付などを受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない人  
※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人に限る

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

#### ②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付

上記（ア）（イ）の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

#### ○給付額／①児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付 1世帯5万円

新型コロナウイルスの影響で外出自粛が続き、家庭には様々な影響があったと思います。人に話すことで考えが整理されたり、気持ちが軽くなることもあります。困りごと、心配なことがありましたらご相談ください。

問合せ先 柴田町役場子ども家庭課 TEL0224-55-2115

